

(別紙)

工業標準化法の一部を改正する法律の施行に伴う「工業標準化法に基づく認定機関及び検査機関に関する政令」及び「工業標準化法に基づく認定試験事業者等に関する省令」の一部改正について(要旨)

1. 改正の背景・趣旨

平成14年3月に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定されたことに伴い、法律に基づき公益法人が国から委託・推薦等を受けて行っている検査・検定等の制定については、「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関により実施する制度(登録制度)へ移行する」とされたこと等を受けて、平成16年6月9日、工業標準化法の一部を改正する法律が公布された。

この結果、工業標準化法に基づく改正試験事業者認定制度(JNLA制度)については、試験事業者の認定制度を行政の裁量の余地のない試験事業者の試験所の登録制度に変更するとともに、制度の信頼性向上のために新たに更新制を導入し、平成16年10月1日から施行される予定である。

これに伴い「工業標準化法に基づく認定機関及び検査機関に関する政令」(以下「政令」という。)及び「工業標準化法に基づく認定試験事業者等に関する省令」(以下「省令」という。)について、所要の改正を行う。

なお、同じ工業標準化法の一部を改正する法律により改正されたJISマーク表示制度については、今後、意見募集を行う予定である。

2. 政令の主な改正点

(1) 試験事業者の試験所に係る登録の有効期間の追加

改正法第59条の規定により政令で定めることとなっている有効期間は、国際的な状況等を踏まえ4年間と規定する。

3. 省令の主な改正点

(1) 登録の申請時に必要となる書類の見直し。

旧省令第1条において規定されていた書類を、登録基準に適合したより適切な書類になるように見直す。

(2) 登録の更新の申請手続きを追加

改正法により新たに登録の更新制度が設けられたことを踏まえ、その手続きに関する規定を追加する。更新の申請書は、標準処理期間である5

ヶ月前までに提出することとし、その申請書に添付する書類は、登録時に提出した添付書類に変更がある場合に限ることとする。